

厚岸町 緑の基本計画



目次

Contents



序 章	計画策定の背景と目的	1
第1節	緑の基本計画とは	2
第2節	緑の基本計画における緑地とは	3
第1章	まちと緑の概況と課題	5
第1節	まちの概況	6
1.	厚岸町の現況	6
2.	土地利用の現況	8
3.	都市施設等の整備状況	10
第2節	自然等の概況	14
1.	自然状況等の現況	14
第3節	緑地の現況や緑化状況	22
1.	施設緑地の現況	22
2.	地域性緑地の現況	24
3.	道路等の緑化現況	28
4.	緑化に関わる施策・活動等の状況	30
第4節	その他の公園・緑地に関する項目	31
1.	レクリエーション施設の概要	31
2.	景観の概要	32
3.	地域防災計画についての概要	36
第5節	緑づくりに関する地区住民の声	38
第6節	解析評価と課題の整理（緑づくりの方向性）	40
1.	環境保全系統緑地の解析評価と課題の整理	40
2.	レクリエーション系統緑地の解析評価と課題の整理	42
3.	防災系統緑地の解析評価と課題の整理	43
4.	景観構成系統緑地の解析評価と課題の整理	44
第2章	緑づくりの理念と基本方針	45
第1節	緑づくりの理念と基本方針	46
第3章	実現に向けた施策と緑の配置方針	55
第1節	環境保全系統の緑づくり	56
1.	上流の森の保全と育成（自然的土地利用地域）	56
2.	環境や産業を守る河川の保全と育成	58
3.	産業環境地域の保護・育成	58
第2節	レクリエーション系統の緑づくり	64
1.	公園緑地の緑づくり	64
2.	地区の交流の場づくり	65
3.	自然地域での交流拠点づくり	65
4.	貴重な自然とふれ合う場づくり	66
第3節	防災系統の緑づくり	70
1.	避難場所や避難路となる緑づくり	70
2.	地すべりや崩壊を防ぐ緑づくり	71
3.	地区ごとの生活を守る緑づくり	71
第4節	景観構成系統の緑づくり	76
1.	緑の軸づくり	76
2.	地区拠点での緑づくり	77
3.	地域の緑づくり	77
第5節	緑を育む基盤づくりの方針	82
1.	緑の大切さを知る取り組み（緑の環境教育等）	82
2.	緑を育む基盤をつくる取り組み	82
3.	緑を創り、緑とふれ合う取り組み （地域住民による緑化の推進）	83
4.	貴重な緑の価値を高める取り組み （各種指定地域や事業等への働きかけ）	83
第4章	緑づくりの推進に向けて	85
第1節	「緑化重点地区」候補の検討	86

序 章



計画策定の 背景と目的



序章
1

緑の基本計画とは

《 緑の基本計画とは 》

「緑の基本計画」とは、都市緑地保全法第2条の2に規定されている「市町村（特別区を含む、以下同じ）の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本方針」のことであり、市町村が、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑とオープンスペースの総合的計画です。

《 計画の基本的事項 》

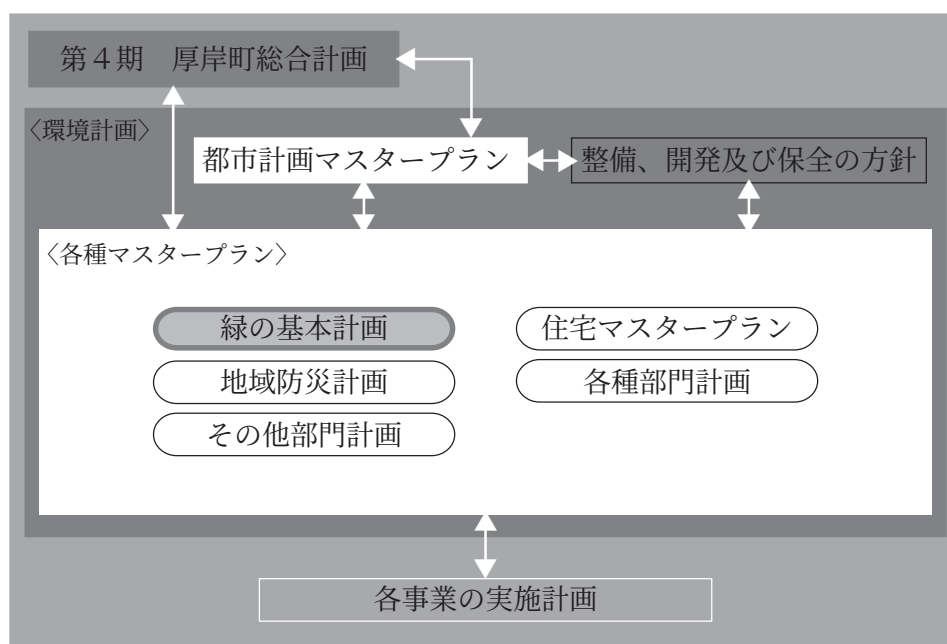
① 緑の基本計画の「位置づけ」

緑の基本計画の「位置づけ」は「厚岸町都市計画マスタープラン」の下位計画であり、都市マス内の緑に関する方針をまとめ、より具体的に内容を記す、緑に関する分野別方針にあたります。

② 緑の基本計画が対象とする「緑地」

緑の基本計画は、主に次頁の表に定義される「緑地」が対象となりますが、特にその範囲に限定はなく、計画的にその保全・創出を図っていこうとするものであれば、個人の庭や生け垣の緑などに至るまで幅広く計画に含むべきとされています。

《 計画の位置づけ 》




 序章
2

緑の基本計画における緑地とは

《 緑地の定義 》

緑地	施設緑地	都市公園		都市公園法で規定するもの	
		都市公園以外	公共施設緑地	都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設	都市公園を除く公共空地、国民公園、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、地方自治法設置又は市町村条例設置の公園、公共団体が設置している市民農園、公開している教育施設（国公立）、河川緑地、港湾緑地、農業公園、児童遊園、公共団体が設置している運動場やグラウンド、こどもの国、等
				公共公益施設における植栽地等	学校の植栽地、下水処理場等の附属緑地、道路環境施設帯及び植樹帯、その他公共公益施設における植栽地、等
			民間施設緑地	市民緑地、公開空地、市民農園（上記以外）、一時開放広場、公開している教育施設（私立）、市町村と協定等を結び開放している企業グラウンド、寺社境内地、民間の屋上緑化空間、民間の動植物園、等	
	地域制緑地	法によるもの		緑地保全地区〔都市緑地保全法〕 風致地区〔都市計画法〕 生産緑地地区〔生産緑地法〕 近郊緑地保全区域〔首都圏近郊緑地保全法〕 近郊緑地特別保全区域〔首都圏近郊緑地保全法〕 歴史的風土保存地区〔古都保存法〕 歴史的風土特別保存区域〔古都保存法〕 自然公園〔自然公園法〕 自然環境保全地域〔自然環境保全法〕 農業振興地域・農用地区域〔農業振興地域整備法〕 河川区域〔河川法〕 保安林区域〔森林法〕 地域森林計画対象民有林〔森林法〕 保存樹・保存樹林〔樹木保存法〕 史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの〔文化財保護法〕、等	
		協定によるもの		緑地協定〔都市緑地保全法〕	
		条例等によるもの		条例・要綱・協定等による緑の保全地区や緑の協定地区、樹林地の保存契約、協定による工場植栽地、等	

【本計画における緑地の定義】

※ 1. 「公共施設緑地」とは、都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設。

※ 2. 「民間施設緑地」とは、民有地で公園緑地に準ずる機能を持つ施設で、具体的には、以下の事項を踏まえ、実際に位置づける場合は実状に合わせ適宜判断する。※) 公開しているもの。※) 500㎡以上の一団のとなった土地で、建ぺい率が概ね20%以下であるもの。※) 永続性の高いもの。

※ 3. 緑地として面積算定する場合は植栽地面積等を対象とする。

※ 4. 条例等の適用を受け、永続性の高いものを対象とする。なお、緑地として面積算定する場合には植栽地面積等を対象にする。



《 都市公園の種類 》

種 類		種 別	内 容
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主に街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1 近隣住区あたり 4 箇所を誘致距離 250 m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1 近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500 m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2 ha を標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で 4 近隣住区当たり 1 箇所面積 4 ha を標準として配置する。
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
特殊公園	風致公園	主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置する。	
	動植物公園	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で都市規模に応じて適切に配置する。	
	歴史公園	史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で文化財の立地に応じ適宜配置する。	
	墓 園	その面積 2/3 以上を園地等とする景観の良好なかつ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園で、都市の実状に応じ配置する。	
大規模公園	広域公園		主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所にブロック単位ごとに 1 箇所程度面積 50ha 以上を標準として配置する。
緩衝緑地			大気汚染、騒音、振動、悪臭等公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断する事が必要な位置について、公害、災害の状況に応じ配置する。
都市緑地			主として都市の自然環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合、あるいは植樹により都市に緑を増加または回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。
都 市 林			主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然環境を形成することを目的として配置する。
緑 道			災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保を図ることを目的として、近隣住区または近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20 m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
広場公園			主として商業・業務系の土地利用が行われる区域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。

第1章



まちと緑の 概況と課題



第 1 章

第 1 章

1

まちの概況

1. 厚岸町の現況

《 位置・地勢・地区構成 》

厚岸町は北海道釧路支庁管内の東部に位置し、南は太平洋、北は根釧原野の別海町・標茶町に接し、東は浜中町、西は釧路町と接しています。

地勢は根釧原野の一部であり、その大半は多少の起伏をもった丘陵か湿原によって覆われ、周囲約 24.8km の厚岸湖が地域を南北に二分しています。

河川は、標茶町に発し町内を縦貫して厚岸湖に注ぐ別寒辺牛川と町内を横断し同じく厚岸湖に注ぐ旧尾幌 1 号川が主なもので、その流域は、大半が湿原となっています。



東経 145° 00' ~ 144° 34'
北緯 43° 21' ~ 42° 56'
面積 734.82 km²
南北 45.1 km
東西 35.5 km

東京→釧路〔飛行機〕約 1 時間 40 分

札幌→釧路〔飛行機〕約 40 分
〔 J R 〕約 3 時間 40 分

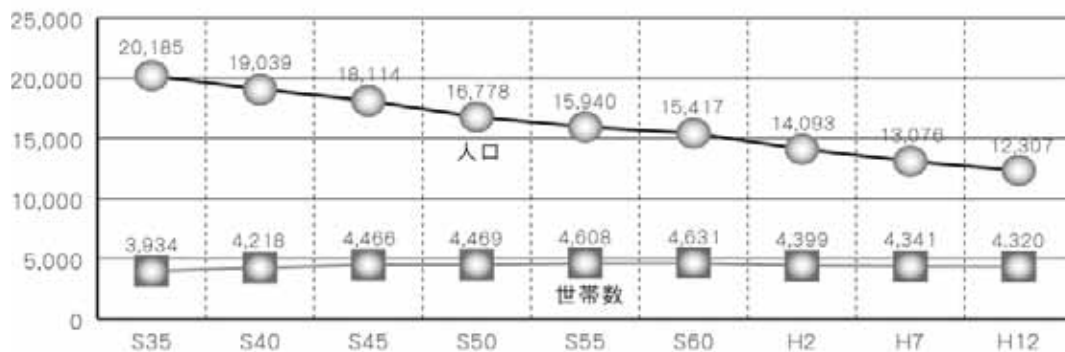
釧路→厚岸〔 J R 〕約 50 分
〔 車 〕約 50 分





《 人口・世帯数 》

厚岸町の人口は、昭和35年の20,185人をピークに、平成12年の国勢調査では12,307人にまで減少しています。また、住民基本台帳人口では平成15年9月末で12,270人となっております。一方、世帯数は、人口が減少傾向にあるなかではほぼ横這いで推移しております。



(人・世帯)	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
人 口	20,185	19,039	18,114	16,778	15,940	15,417	14,093	13,076	12,307
世帯数	3,934	4,218	4,466	4,469	4,608	4,631	4,399	4,341	4,320

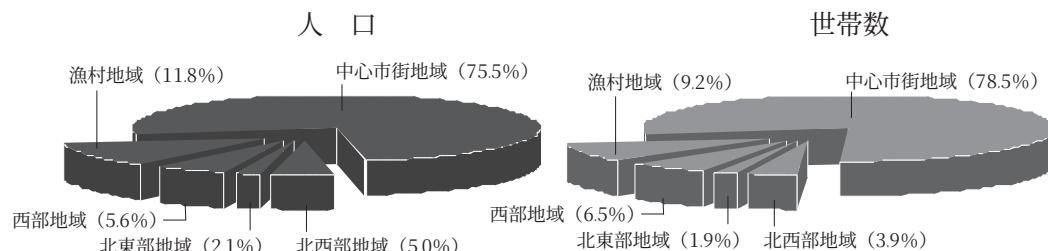
(資料：国勢調査)

(人・世帯)	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
人 口	13,414	13,213	13,033	12,915	12,793	12,705	12,592	12,408	12,270
世帯数	4,415	4,438	4,430	4,432	4,451	4,482	4,487	4,484	4,519

(資料：各年9月末住民基本台帳)

《 地区別の人口・世帯数 》

地区別の人口・世帯数では中心市街地域の人口が全体の75.5%、世帯数は78.5%を占めています。また、北東部・北西部・西部の農村地域は合計で人口が12.6%、世帯数は12.3%となっております。また漁村地域の人口は11.8%を占め、世帯数は9.2%となっております。



	人 口		世帯数	
中心市街地域	9,269人	75.5%	3,547世帯	78.5%
北東部地域	260人	2.1%	176世帯	1.9%
北西部地域	608人	5.0%	88世帯	3.9%
西部地域	683人	5.6%	294世帯	6.5%
漁村地域	1,450人	11.8%	414世帯	9.2%

(平成15年9月末)



第 1 章

2 . 土地利用の現況

《 都市計画区域内の用途地域の指定状況 》

本町では都市計画法に基づき、昭和 51 年に「用途地域」を指定し、その後、市街化の動向を踏まえて数回の変更を行い、建物の用途及び形態に関わる適正な規制・誘導を行っています。

系統別分類	種 類	面積 (ha)	構成比 (%)
住居系	第 1 種中高層住居専用地域	123	23.7
	第 2 種中高層住居専用地域	18	3.5
	第 1 種住居地域	71	13.7
	第 2 種住居地域	22	4.3
商業系	商業地域	13	2.5
工業系	準工業地域	271	52.3
合 計		518	100.0



凡例

第1種中高層住宅専用地域	第2種中高層住宅専用地域	第1種住宅地	第2種住宅地	商業地	工業地	防火地域	容積率(建物の延べ面積の敷地面積に対する割合)・建ぺい率(建物の建築面積の敷地面積に対する割合)
200	60	市計画道路	市計画道路	市計画道路	市計画道路	市計画道路	市計画道路
3.4.1番号・幹線街路・市員別・道路番号	道路・河川・鉄道・堤防による中心線	上記に於いて見通し線・その他	市計画区界				

平成7年度作成

1 : 40,000

0 0.25 0.5 1 km



第 1 章

3. 都市施設等の整備状況

《 社会福祉施設等 》

本町の社会福祉施設は、都市計画区域内に町立厚岸病院のほか、高齢者福祉施設が3施設、保育所が3施設、児童館が2施設設置されています。また、町立厚岸病院や高齢者福祉施設は湖北地区に立地し、全町的な福祉の拠点となっています。

施設周辺の緑の状況では、医療施設や高齢者福祉施設においては敷地内に緑化スペースが設けられています。

区 分	施 設 名 称	緑の状況			位 置
		敷地面積 (㎡)	緑地面積 (㎡)	緑化率 (%)	
都市 計画 区域 (内)	医療施設	町立厚岸病院			住の江町3番地63
	高齢者 福祉施設	保健福祉総合センター・あみか21	7,081	873	12.3
		特別養護老人ホーム心和園			住の江町3番地180
		在宅老人デイサービスセンター			大字太田村16番地66
	保育所	真竜保育所	19,056	12,012	63.0
		厚岸保育所	2,438	1,020	41.8
		宮園保育所	2,699	1,996	73.9
	児童館	友遊児童館	3,762	1,410	37.5
		子夢希児童館	787	577	73.3
都市 計画 区域 (外)	保育所	真栄町3条43番地18	789	133	16.8
		梅香町1丁目38番地3	—	—	—
		門静へき地保育所	—	—	—
		太田へき地保育所	—	—	—
		尾幌へき地保育所	—	—	—
		床潭へき地保育所	—	—	—





《 教育施設等 》

本町の教育施設は休校中の糸魚沢小学校も含めて小学校が6校、小中学校が4校、中学校が3校、高校が2校、幼稚園が2園設置されています。そのうち都市計画区域内には6校・2園、区域外では町内の主要な地区ごとに計9校が設置されています。

これら教育施設は、校内のグラウンドや花壇等により、レクリエーションや景観、防災等において、地区の重要な緑の拠点となっています。

区 分		施 設 名 称	緑の状況			位 置
			敷地面積 (㎡)	緑地面積 (㎡)	緑化率 (%)	
都市 計画 区域 (内)	小学校	真龍小学校	12,372	8,730	70.6	真栄町3条36番地1
		厚岸小学校	17,642	10,277	58.3	梅香町2丁目28番地1
	中学校	真龍中学校	44,979	36,478	81.1	宮園町194番地1
		厚岸中学校	18,533	13,713	74.0	梅香町1丁目50番地1
	高校	厚岸潮見高校	—	—	—	白浜町16番地1
		厚岸水産高校	—	—	—	湾月町1丁目20番地1
	幼稚園	カトリック幼稚園	—	—	—	港町91番地2
		さくら幼稚園	—	—	—	湾月町2丁目65番地
都市 計画 区域 (外)	小学校	太田小学校	—	—	—	太田4の通り32番地1
		厚静小学校	—	—	—	大字太田村16番地44
		床潭小学校	—	—	—	床潭128番地
		糸魚沢小学校(休校)	—	—	—	糸魚沢322番地
	小中学校	高知小中学校	—	—	—	若松307番地
		片無去小中学校	—	—	—	大字太田村字片無去105番地1
		尾幌小中学校	—	—	—	尾幌427番地
		上尾幌小中学校	—	—	—	大字苫多村字上尾幌149番地1
	中学校	太田中学校	—	—	—	太田5の通り27番地1



真龍小学校



カトリック幼稚園



第 1 章

《 コミュニティ施設 》

本町のコミュニティ施設は、公民館やコミュニティセンターなどを合わせ、合計で26施設が設置されています。これらの施設は地区コミュニティの拠点的な施設として、住民による花壇整備や敷地内の緑の管理も行われていますが、特に郊外の地区においては地域の拠点として自治会単位での管理がなされている施設も見られます。一方、都市計画区域内の集会所では敷地に余裕がないこともあり、緑化スペースが少ない施設も多く見受けられます。

区 分		施 設 名 称	緑の状況			位 置
			敷地面積 (㎡)	緑地面積 (㎡)	緑化率 (%)	
都市 計画 区域 (内)	コミュニティ センター	宮園・白浜地区コミュニティセンター	2,193	0	0.0	宮園町 194 番地 1
		太田南地区コミュニティセンター	1,096	0	0.0	太田南 75 番地 26
	集会所等	湾月町生活館	228	0	0.0	湾月町 2 丁目 80 番地 2
		住の江地区集会所	484	0	0.0	住の江町 3 番地 1
		宮園丘陵地区集会所	—	—	—	宮園町 193 番地 265
		白浜地区集会所	189	42	22.3	白浜町 17 番地 1
		真栄地区集会所	167	0	0.0	真栄町 3 条 47 番地
		湖南地区集会所	354	189	53.5	若竹町 4 丁目 48 番地 131
		松葉地区集会所	1,262	0	0.0	御供 1 番地 1
		有明地区集会所	827	403	48.8	有明町 17 番地 1
		宮園地区集会所	—	—	—	宮園町 9 番地 5
		門静地区集会所	890	62	7.0	門静 3 番地 3
		生活改善センター	672	0	0.0	港町 109 番地 6
		漁村環境改善総合センター	690	0	0.0	奔渡町 6 丁目 57 番地 127
都市 計画 区域 (外)	公民館	中央公民館筑紫恋分館	—	—	—	筑紫恋 32 番地 3
		中央公民館末広分館	—	—	—	末広 85 番地 1
		中央公民館苫多分館	—	—	—	大字苫多村字苫多 53 番地 3
		太田地区公民館	—	—	—	太田 5 の通り 23 番地 1
	コミュニティ センター	上尾幌地区コミュニティセンター	—	—	—	大字苫多村字上尾幌市街地 68 番地
	集会所等	トライベツ地区集会所	—	—	—	トライベツ 170 番地
		糸魚沢地区集会所	—	—	—	糸魚沢 66 番地
		若松地区集会所	—	—	—	若松 103 番地
		片無去開拓パイロット地区集会所	—	—	—	大字太田村字片無去 207 番地 8
		片無去地区集会所	—	—	—	大字太田村字片無去 80 番地
		床潭地区漁村センター	—	—	—	床潭 133 番地 1
		尾幌酪農ふれあい館	—	—	—	尾幌 124 番





《 その他主要都市施設 》

本町の主要な都市施設では厚岸町役場をはじめとする公共公益施設が4施設、環境衛生施設は1施設、浄水施設は1施設設置されています。

厚岸町役場は海事記念館と合わせた緑化スペースが設置され、市街地中心部の緑の拠点となっています。

区 分	施 設 名 称	緑の状況			位 置
		敷地面積 (㎡)	緑化面積 (㎡)	緑化率 (%)	
都市 計画 区域 (内)	公共公益 施設	厚岸町役場	9,274	2,291	24.7
		湖南地区出張所	—	—	—
		厚岸町B & G 海洋センター	—	—	—
		厚岸郵便局	—	—	—
	環境衛生	終末処理場	36,342	34,777	95.7
	浄水施設	厚岸浄水場	—	—	—
都市 計画 区域 (外)	公共公益	斎場	—	—	—
	環境衛生	衛生センター	—	—	—
		ごみ処理場	—	—	—
		トライベツポンプ場	—	—	—
	浄水施設	別寒辺牛浄水場	—	—	—
		太田浄水場	—	—	—
		上尾幌ポンプ場	—	—	—



厚岸町役場



厚岸町衛生センター



厚岸町浄水場



厚岸郵便局

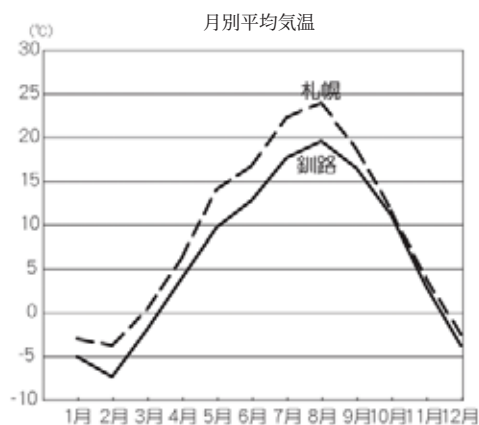


自然等の概況

1. 自然状況等の現況

《 気象の概況 》

本町の気象状況は年間を通じ冷涼ですが、特に陸上と海上の温度差や道東沖で交錯する海流の影響などで発生する「海霧」のため、春から夏にかけて日差しのさえぎられる日が多くなっています。また、秋は降水量も少なく、日照時間も多く過ごしやすい季節です。冬は比較的晴れの日が多いものの、気温が低く降雪量が少ないため地下凍結が深く 1 m にも達します。



《 地形の概要 》

厚岸町は、その多くを森林地域が占めており、標高 156 m を最高に 70 m 内外の丘陵地形を形成しています。河川は数本あり、中でも大きい別寒辺牛川は厚岸湖に注ぎ、河口部には、ラムサール条約の登録湿地「厚岸湖・別寒辺牛湿原」が広がっています。

周囲 24.8 km の厚岸湖は広大な原生林に抱かれた景勝地で、古くから天然の良港として知られる厚岸湾とともに、漁業の場となっています。

地質及び土壌については、洪積層で火山灰土壌となっていますが、表土は浅く、土の生産性が極めて低いことから、農作物は牧草がその大半を占めています。樹木の成長についても同様に、他の地域と比べ成長は遅くなっています

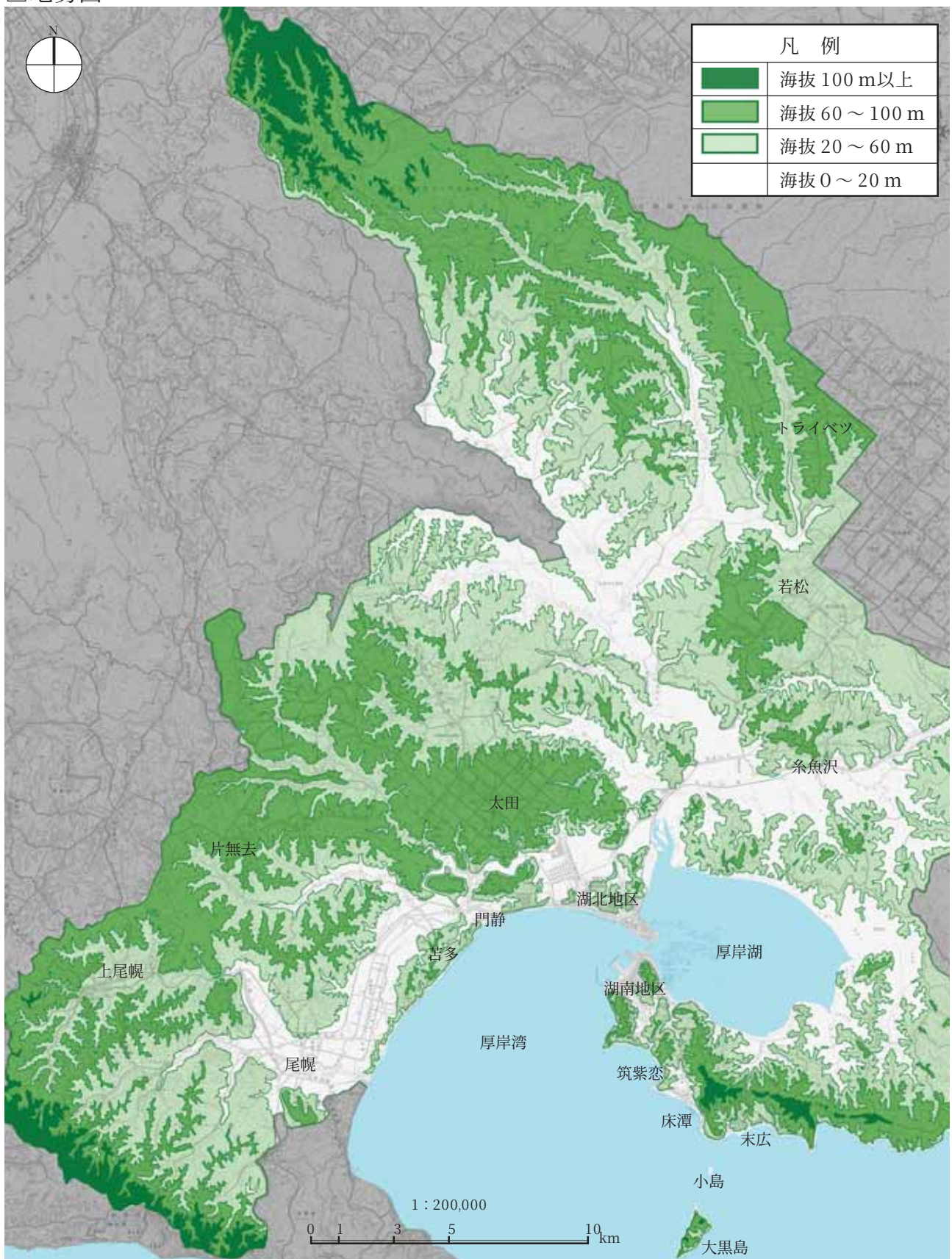
(第 6 期厚岸町緑化推進計画より)



別寒辺牛湿原



□地勢図





第 1 章

《 河川の状況 》

町内を流れる主要な河川の内、水系の大きな軸として厚岸湖に注ぐ別寒辺牛川水系と、厚岸湾に注ぐ尾幌川水系があります。

別寒辺牛川水系	A. 旧尾幌 1 号川	A-1. ホマカイ川
		A-2. オッポロ川
	B. 大別川	B-1. 鬼仙鳳趾川
	C. 別寒辺牛川	C-1. サツテベツ川
		C-2. チャンベツ川
C-3. タッカルウシ川		
C-4. トライベツ川		
	D. チライカリベツ川	
E. トキタイ川		
F. 東梅川		
G. イクラウシ川		
H. 奔渡川		
I. 幌万別川		
J. 末広川		
尾幌川水系	K. 尾幌川	K-1. オタックパウシ川
		K-2. ポン川
		K-3. ポンノ沢川

《 森林の状況 》

厚岸町全域の森林面積は 42,041ha であり、この内で特に面積が大きいものは天然林が 19,616ha で総面積の 47%、人工林が 15,927ha で 38% を占めています。

森林面積(ha)	総面積	42,041 ha	
	所有別	国有	15,492 ha
		道有	7,662 ha
		町有	4,565 ha
		その他民有	14,322 ha
	種 別	天然林	19,616 ha
		人工林	15,927 ha
		その他	6,498 ha
	蓄 積	針葉樹	2,564 ha
		広葉樹	1,276 ha



別寒辺牛川



パイロットフォレスト

[illegible]



第 1 章

□ 森林の状況図





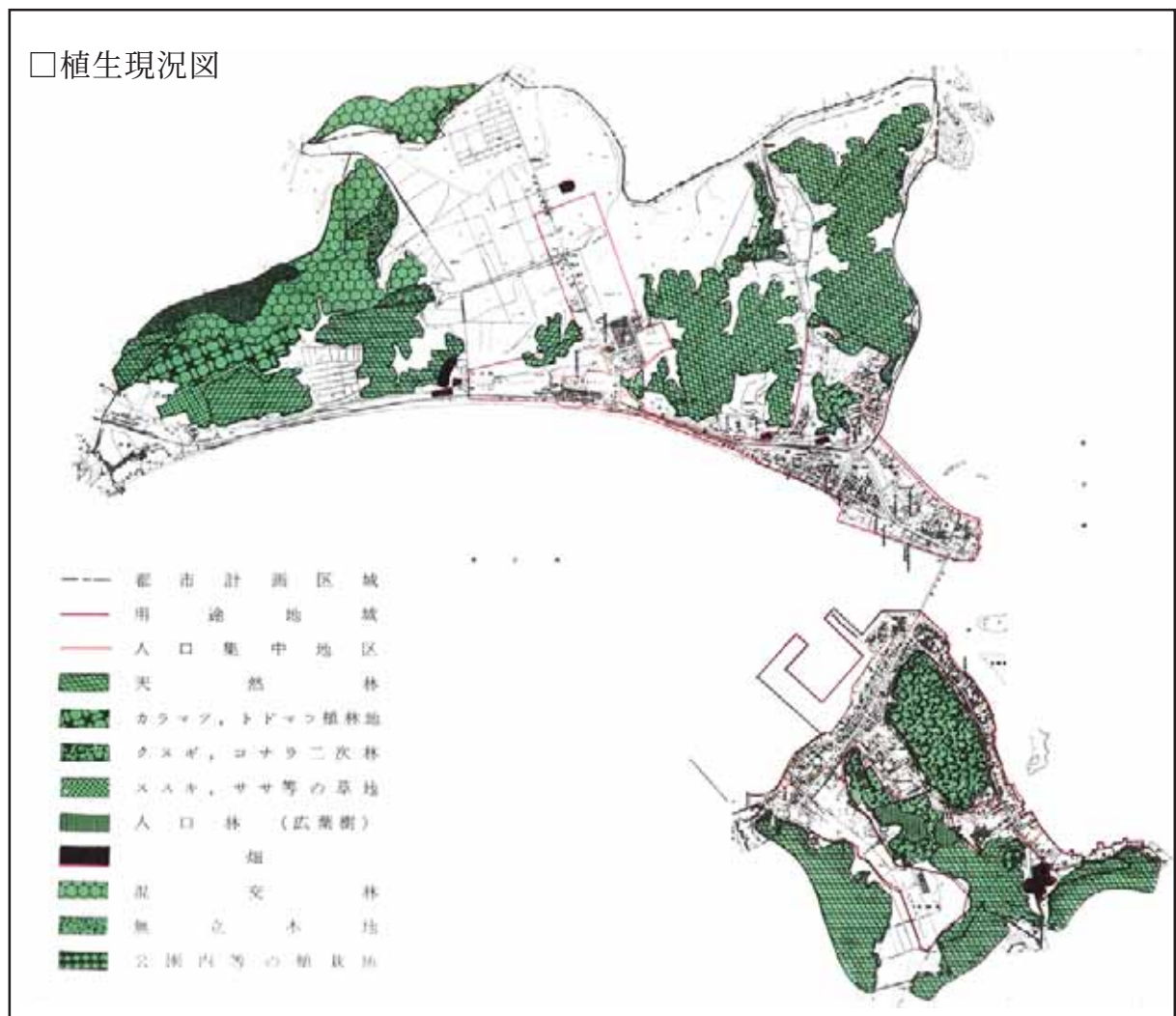
《 植生の状況（都市計画区域内） 》

湖北地区では平地及び山林が大部分を占めています。このうち天然林が大きな面積を占めていますが、住の江町付近には広葉樹人工林も見られます。門静近辺は、カラマツ・トドマツ植林地、ハリギリ・ヤナギ等の混交林等で構成されています。

市街地においては真栄大通りのヤマハンノキ・サクラ・エゾヤマザクラ・イチイ・バンクシヤマツ・ハルニレ・エゾムラサキツツジ等、17種にも及ぶ街路樹が貴重な緑として目立っています。

湖南地区では森林が市街地に隣接している状態で、代表的なものとしては、奔渡町・松葉町・梅香町の裏山があり、サクラ・ウワミズザクラ・ハリギリ・イタヤ類・ヤナギ類などで構成されています。厚岸中学校、町営住宅奔渡団地近辺には、クヌギ・コナラ等の二次林、広葉樹人工林などが散在しています。

□植生現況図





第 1 章

《 貴重な動植物の概要 》

厚岸地方の海岸に面した丘陵地は、二次林を含む温帯落葉樹林が占め、厚岸道立自然公園の一部には自然の針広混交林も点在します。

一方、河川流域にはヨシ、ワタスゲなどが群生する低層湿原地帯が広がり、主流河川の別寒辺牛川・大別川流域の合流点は特に広く厚岸湖に連なり動植物の数も多く生存しています。

分 類		種 名
樹木類	針葉樹	イチイ・トドマツ・エゾマツ・アカエゾマツ（カラマツ）・オオシュウアカアツ・ストローブマツ・パンクスマツ
	広葉樹	ミズナラ・コナラ・カシワナラ・シラカバ・ダケカンバ・ミヤマハンノキ・ケヤマハンノキ・ヤチダモ・ハルニレ・ミズキ・カツラ・イタヤカエデ・オガラバナ・ネグンドカエデ・ヤマモミジ・ホオノキ・キタコブシ・ヤマグワ・サワシバ・イヌエンジュ・ハリギリ・エゾヤマザクラ
草木植物	海岸段丘地帯	センダイハギ・エゾキスゲ・エゾカンゾウ・エゾスカシユリ・ウツボクサ・エゾリンドウ・ヒオウギアヤメ・ノバナショウブ・イヌヨモギ
	湿原地帯	ヨシ・エゾカンゾウ・ワタスゲ・サワギキョウ・ツリガネニンジン・クロユリ・ツルキンバイ・ヌマゼリ・トクサ・ガマ
	山野地帯	ヒオウギアヤメ・フタバハギ・エゾトリカブト・ネジバナ・エゾリンドウ・ウバユリ・ギョウジャニンニク・ウド・ノコギリソウ・セイヨウタンポポ・イヌタケ・イヌヨモギ・エゾアザミ・チシマワラビ・アカザ・エゾヤマハギ
鳥類	海鳥	コシジロウミツバメ・オオセグロカモメ・ウミネコ・エトビリカ・ケイマフリ・ウトウ・ヒメウ・カモメ・ユリカモメ・ミツユビカモメ・ウミガラス・コウミスズメ・コオリガモ・シノリガモ・コガモ
	草原の鳥	シマアオジ・オオジュリン・ノゴマ・ノビタキ・マキノセンニュウ・コヨシキリ・シマセンニュウ・ヒバリ・オオジシギ・チゴハヤブサ・ノスリ・ハイタカ
獣類		ヒグマ・エゾシカ・キタキツネ・タヌキ・エゾリス・シマリス・イタチ・ユキウサギ
昆虫類		ナツアカネ・オニヤンマ・キトンボ・エゾシロチョウ・アカマダラ・アブラゼミ



《 その他・緑に関する重要な緑地等 》

自然環境保全の視点から、厚岸町で重要と捉えられる緑地等を抽出・整理すると、以下のとおりにまとめられます。

区 分		概 要
良好な植物群落・野生動物生息地等	厚岸道立自然公園	尻羽岬から霧多布にかけて広がる海食海岸や厚岸湖・火散布沼・藻散布沼などの海跡湖沼群、タンチョウの繁殖地として知られる霧多布湿原などからなる公園で昭和30年に指定されました。
	別寒辺牛湿原	平成元年に面積100ha以上の高層湿原が発見され、ガンコウウランやヤチャナギなど特有の植物や希少な植物が発見され、平成5年にはラムサール条約に登録されました。
	床潭沼の緋鮎生息地	道内に8箇所ある生息地のうち国指定の春採湖について、昭和47年4月1日に北海道の天然記念物に指定されています。
	大黒島海鳥繁殖地	昭和26年6月9日に灯台を含む島の南西部119,937㎡が海鳥の繁殖地として国の天然記念物に、また同39年に道立自然公園として、さらに同41年には全島が特別鳥獣保護区に指定されました。
歴史的意義を有する緑・水辺等	神岩チャシ跡及び竪穴群	続縄文時代からアイヌ時代までの長い時代に渡り別寒辺牛川の河口付近に住んでいた先住民族の集落跡と、アイヌの人たちのチャシ跡を包蔵した遺跡で、昭和41年7月7日北海道の史跡に指定されました。
	チカラコタン竪穴群 ホロニタイ竪穴群	チカラコタン竪穴群とホロニタイ竪穴群は昭和47年に町教育委員会が行った厚岸湖周辺の遺跡分布調査で発見されたもので、先住民族の住居跡を包蔵する遺跡で昭和53年11月27日に町の史跡に指定されています。
	筑紫恋入口竪穴群 筑紫恋チャシ跡	筑紫恋入口竪穴群は、筑紫恋キャンプ場の東の「く」の字状に突き出た傾斜の緩やかな舌状地に造られています。標高20～30m付近では、42の住居跡が確認され、現在でも一辺が4～5mくらいの方形または長方形のくぼみが残っています。 筑紫恋チャシ跡は床潭沼の西にそびえる山の上に造られ、アイヌ時代のもと思われる、丘の頂を利用している丘頂式のチャシ跡です。この2つの遺跡は昭和53年11月27日に町の史跡に指定されています。



大黒島海鳥繁殖地



ホロニタイ竪穴群



第 1 章

第 1 章 3

緑地の現況や緑化状況

1. 施設緑地の現況

《 公園緑地の現況（整備状況） 》

都市公園である街区公園は8箇所で1.99ha、近隣公園は住の江丘陵公園で1.99ha、総合公園は子野日公園で15.23ha、運動公園は宮園公園が19.32ha、特殊公園は厚岸霊園が2.50ha設置され、合計で41.03haとなっています。

街区公園に関しては、湖北地区の太田南や門静の偕楽園団地等では街区公園の未整備地区があります。

種 別			名 称		供用面積 (ha)	供用開始 年月日	所在地
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	2・2・1	港町1号公園	0.47	S 48・10・8	厚岸町字港町
			2・2・2	港町2号公園	0.21	S 45・11・10	厚岸町字港町
			2・2・3	梅香町児童公園	0.24	S 46・9・10	厚岸町梅香町1丁目
			2・2・4	湾月町児童公園	0.23	S 47・10・20	厚岸町湾月町2丁目
			2・2・5	住の江公園	0.15	S 49・10・28	厚岸町字住の江町
			2・2・6	若竹公園	0.10	S 50・10・4	厚岸町若竹町4丁目
			2・2・7	白浜公園	0.41	S 51・10・14	厚岸町字白浜町
			2・2・8	奔渡公園	0.18	S 53・12・25	厚岸町奔渡町6丁目
	都市基幹公園	近隣公園	3・3・1	住の江丘陵公園	1.99	H 10・3・20	厚岸町字住の江町
		総合公園		子野日公園	15.23	S 30・4	厚岸町奔渡町6丁目
特殊公園	基 園	運動公園	6・6・1	宮園公園	19.32	H 12・3・10	厚岸町字宮園町
			1	厚岸霊園	2.50	H 14・12・28	厚岸町奔渡町及び有明町



港町1号公園



子野日公園

湖北地区

湖南地区

住の江公園

宮園公園

港町1号公園

港町2号公園

若竹公園

梅香町児童公園

子野日公園

厚岸公園

厚岸霊園

湾月町児童公園

白浜公園

厚岸湖

厚岸湾

太田南

宮園町

住の江町

真栄町

港町

若竹町

松葉町

梅香町

湊月町

有明町

子野日町

厚岸大橋

※) 図中の()は、近隣公園の誘致範囲となる半径500 m圏及び、街区公園の誘致対象範囲となる半径250 m圏を表している。

1 : 40,000

0 0.25 0.5 1 km



第 1 章

2. 地域性緑地の現況

《 緑地の保全状況 》

現行法制度に基づく緑地の指定状況を見ると、北海道立自然公園条例に基づく厚岸道立自然公園の11,658haをはじめとし、自然環境保全地域や各種保安林区域、また、地域森林計画対象民有林等、下表に示す区域が指定を受けております。また、北海道や厚岸町の条例に基づく保存樹木も合計で90本が指定を受けております。

区 分		名 称	現在の指定量			指定 年月日	根拠法等
			指定量合計	都市計画 区域外	都市計画区域内 (用途地域内)		
法に よるもの	自然公園	厚岸道立自然公園	11,658ha (21,523ha)	11,359ha	299.3ha (2068ha)	S 30.4.19	北海道立自然 公園条例
	自然環境 保全地域	自然環境保全地域	458ha	458ha	—		自然環境保全法
	道自然環境 保全地域	尾幌 道自然環境保全地域	283ha	283ha	—	S 51.5.21	北海道自然環境 等保全条例
	保安林区域	土砂崩壊防備保安林 防霧保安林 他	12,002ha	11,883ha	119ha (0ha)	T 13.12.25 他	森林法
	地域森林計画 対象民有林	地域森林計画対象民有林	26,549ha	26,217ha	332ha (0ha)		
	国設 鳥獣保護地区	大黒島 国設鳥獣保護区	107ha	107ha	—	S 47.10.30	鳥獣保護及狩猟 ニ関スル法律
		厚岸・別寒辺牛・霧多布 国設鳥獣保護区	10,887ha	10,887ha	—	H 5.6.1	
	道設 鳥獣保護地区	子野日 道設鳥獣保護区	16ha	—	16ha (0ha)	S 56.9.28	
		尾幌十条 道設鳥獣保護区	381ha	381ha	—	S 56.9.30	
		厚岸 道設鳥獣保護区	505ha			S 59.9.27	
	名勝・天然記 念物・史跡等	国泰寺	0.13ha	—	0.13ha (0.13ha)		文化財保護法
条例等 によるもの	保存樹林	屯田兵の桑並木 記念保護樹木	46 本			S 48.3.17 S 42.10.1	北海道 自然環境 等保全条例
		報国寺のアカマツ 記念保護樹木	4 本			S 49.3.30	
		逆水松	1 本			S 35.10.1	厚岸町 文化財保護条例
		老桜樹	1 本			S 35.10.1	
		鉢植えの李の木	1 本			S 35.10.1	
		色丹松	1 本			S 35.10.1	
		太田屯田の赤松	36 本			S 35.10.1	

凡例

	道立自然公園
	北海道自然環境保全地域
	道設鳥獣保護地区
	国設鳥獣保護地区

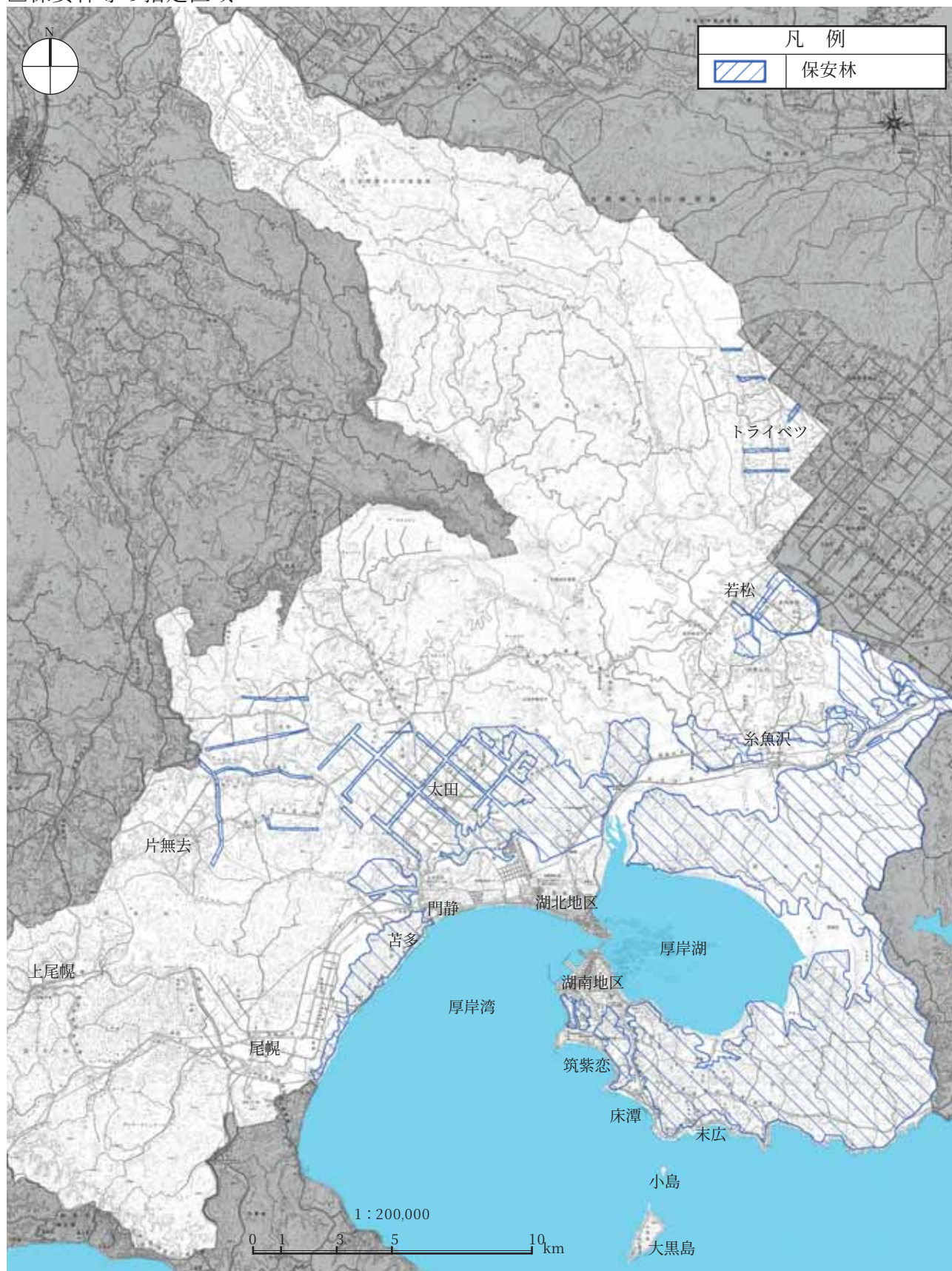
1 : 200,000

0 1 3 5 10 km



第 1 章

□保安林等の指定区域



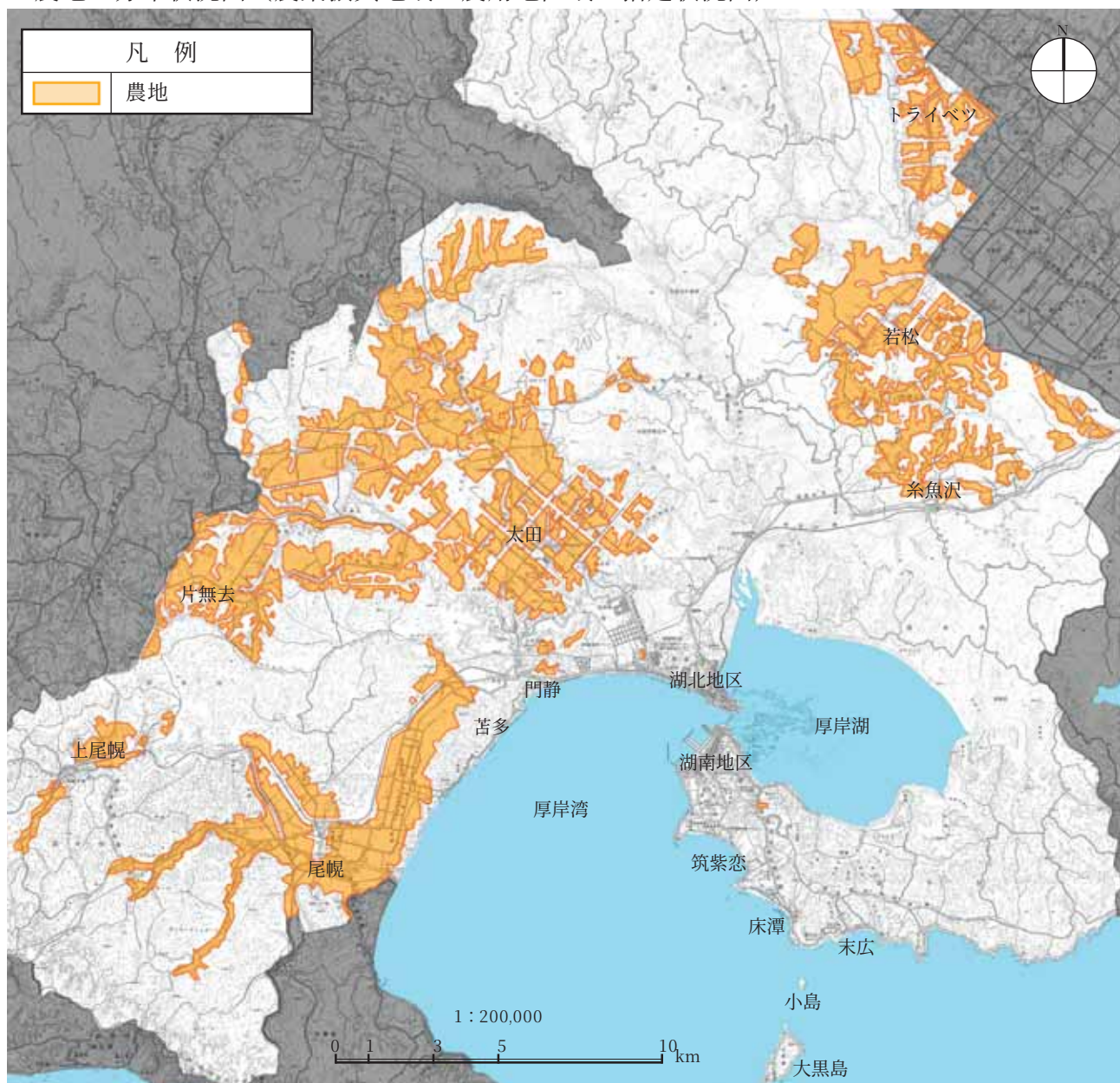


《 農地の現況 》

町内の経営耕地は田はなく畑のみで、そのうち牧草専用地は97%の割合を占め、農業の主体は酪農ということがわかります。

経営耕地面積 (ha)	区 分	総 数	田	畑	うち牧草専用地
	農家	7,489.13	—	7,489.13	7,205.88
	農家以外の 農業事業体	1,875.67	—	1,875.67	1,875.67

□農地の分布状況図（農業振興地域・農用地区域の指定状況図）





第 1 章

3. 道路等の緑化現況

《 都市計画区域内の道路緑化状況 》

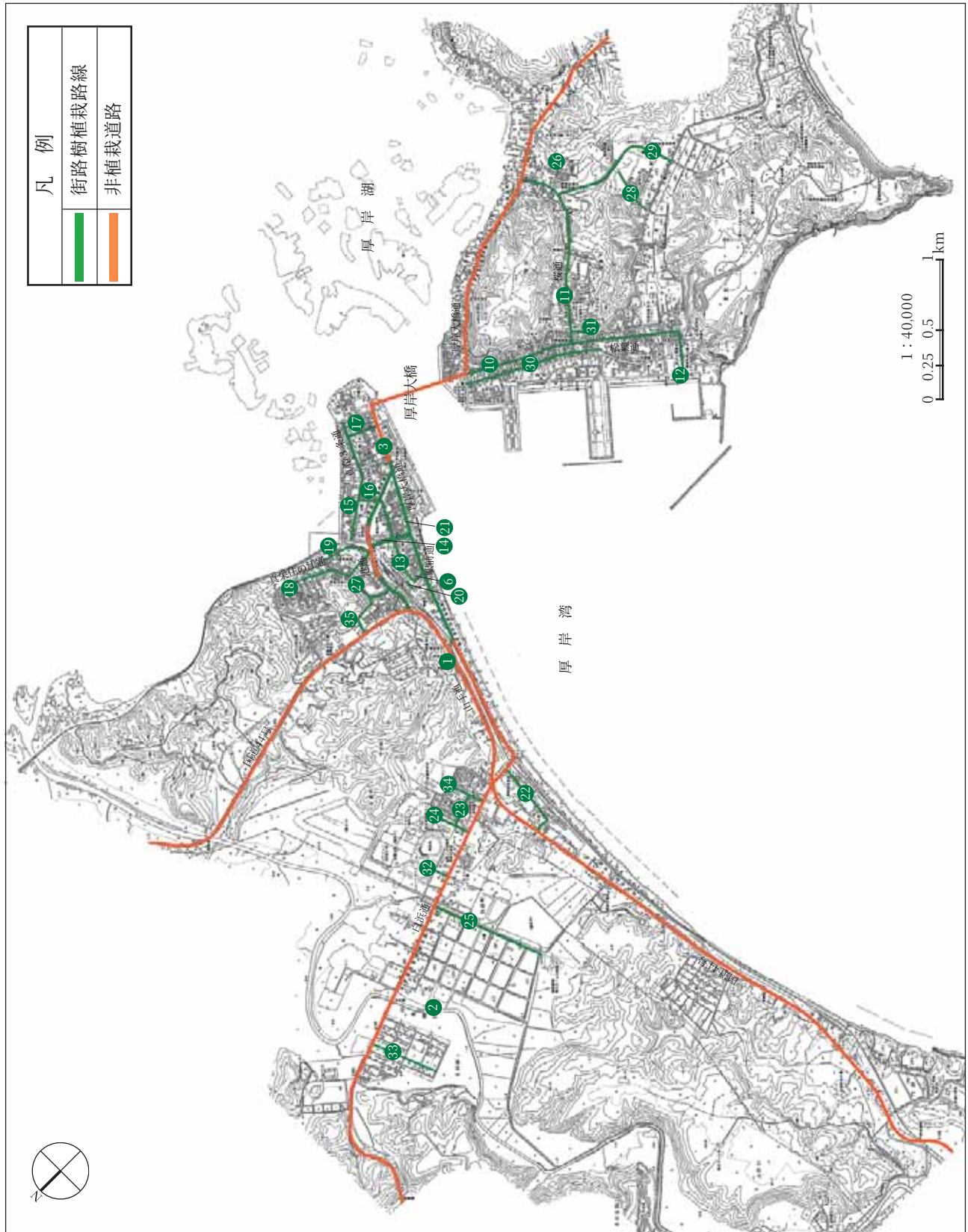
町内で植栽を行っている道路は、平成12年3月現在で国道・道道・町道合わせ、延長約15,000mとなっています。

植栽樹種については高木類では主にハルニエやナナカマド等が多く植栽されています。また、低木樹種では、ツツジやイチイ、モンタナ等が多く植栽されています。

区 分			道路状況			植栽 形態	植栽状況		対象となる 都市計画道路
			延 長 (m)	植栽延長 (m)	緑化率 (%)		高木 (本)	低木 (本)	
国 道	1	国道44号	3200.0	—	—	—	—	—	3.4.2 山手通 (3,790 m)
	2	厚岸標茶線	14970.0	783.0	5.2	街路樹	141	2383	3.4.9 白浜通 (2,310 m)
道 道	3	別海厚岸線	19161.0	1480.0	7.7	街路樹	160	2524	3.4.5 厚岸大橋通 (4,330 m)
	4	根室浜中釧路線	3600.0	—	—	—	—	—	—
	5	塘路厚岸線	7015.0	—	—	—	—	—	—
	6	厚岸停車場線	1761.0	840.0	47.7	街路樹	46	302	—
	7	上風蓮大別線	16368.0	—	—	—	—	—	—
	8	床潭筑紫恋線	2330.0	—	—	—	—	—	—
	9	厚岸昆布森線	21707.0	—	—	—	—	—	—
	10	松葉町通り	1528.0	1528.0	100.0	街路樹	○	○	3.4.6 松葉通 (3,760 m)
町 道	11	桜通り	1344.8	1344.8	100.0	街路樹	○	—	3.4.7 桜通 (1,340 m)
	12	湾月町横1の通り	442.7	354.5	80.1	植樹帯	○	○	—
	13	真栄町3条通り	565.0	565.0	100.0	植樹帯	○	—	3.4.8 真竜3条通 (1,400 m)
	14	真栄大通り	292.0	292.0	100.0	分離帯	○	—	3.4.1 真栄住の江通 (950 m)
	15	港町3条通り	855.8	855.8	100.0	街路樹	○	○	3.4.8 真竜3条通 (1,400 m)
	16	港町西3の通り	214.7	214.7	100.0	街路樹	○	○	3.4.8 真竜3条通 (1,400 m)
	17	港町東3の通り	239.5	198.7	83.0	街路樹	○	○	3.4.8 真竜3条通 (1,400 m)
	18	住の江町通り	1393.4	1393.4	100.0	植樹帯	○	—	3.4.1 真栄住の江通 (950 m)
	19	住の江町海岸通り	408.2	245.0	60.0	植樹帯	○	○	—
	20	厚岸駅構内道路	182.5	57.6	31.6	植樹帯	—	○	3.4.4 駅前通 (100 m)
	21	真栄1条通り	702.5	702.5	100.0	街路樹・植樹帯	○	○	3.4.5 厚岸大橋通 (4,330 m)
	22	白浜町公住通り	540.6	355.7	65.8	植樹帯	○	—	—
	23	宮園公住1の通り	219.3	219.3	100.0	植樹帯	○	—	—
	24	宮園公園通り	248.8	248.8	100.0	植樹帯	○	—	—
	25	白浜中央通り	786.6	786.6	100.0	植樹帯	○	○	3.3.12 白浜中央通 (800 m)
	26	奔渡公住東通り	27.2	27.2	100.0	植樹帯	○	—	—
	27	味覚ターミナル通り	242.7	242.7	100.0	植樹帯	○	—	—
	28	有明町山通り	349.8	248.6	71.1	植樹帯	○	—	—
	29	奔渡有明間通り	918.0	223.0	24.3	街路樹	○	—	3.4.6 松葉通 (3,760 m)
	30	若竹町通り	994.5	994.5	100.0	植樹帯	○	○	—
	31	筑紫恋道路	3398.7	150.0	4.4	植樹帯	○	—	—
	32	宮園公園1の通り	98.8	98.8	100.0	植樹帯	○	—	—
	33	太田南5号通り	467.9	467.9	100.0	植樹帯	○	—	—
	34	真竜中学校通り	242.5	242.5	100.0	植樹帯	○	—	—
	35	住の江山の手5号線	303.2	102.0	33.6	植樹帯	○	—	—



□主要道路の緑化状況図





4. 緑化に関わる施策・活動等の状況

《 森林等の公有化 》

厚岸町では昭和 56 年から、下流域の水産業の育成や安全な飲料水の確保を目的とし、山林や原野等の公有化を積極的に行っております。また、これらの取得用地は現在 1287.96ha に及び、厚岸町にとって重要な自然地域として保全が図られています。

取得年		取得目的	取得用地の概況等		地 目
			取得面積 (ha)	立木材積 (m ³)	
昭和	56 年 (1981)	水源かん養林	61.58	7,231.6	山林
	57 年 (1982)	水源かん養林	9.38	291.7	山林・原野
	60 年 (1985)	水源かん養林	6.39	92.8	原野
	61 年 (1986)	水源かん養林	13.23	119.1	原野
	62 年 (1987)	水源かん養林	8.50	282.0	山林
	63 年 (1988)	水源かん養林	18.79	3,151.9	山林
平成	元 年 (1989)	水源かん養林	8.25	1,833.6	山林
	2 年 (1990)	水源かん養林	18.28	2,047.1	山林・原野
	3 年 (1991)	水源かん養林	13.56	347.2	山林・原野
	4 年 (1992)	水源かん養林	3.44	58.7	山林
	5 年 (1993)	湿原保全	80.81	0.0	原野
	6 年 (1994)	公益保全林	158.40	5,319.2	山林
	8 年 (1996)	地域環境保全林	863.18	32,534.6	山林
	9 年 (1997)	水源かん養林	8.74	83.1	原野
	10 年 (1998)	水源かん養林	6.30	198.1	原野
	11 年 (1999)	水源かん養林	4.78	234.0	原野
	12 年 (2000)	水源かん養林	4.35	115.1	原野
	13 年 (2001)				
	14 年 (2002)				
	15 年 (2003)				

《 分収林 》

本町では、上記の公有化された森のうち末立木地の復元を目指し、分収林条例を制定し、町民との協働による森づくりが行われています。

公的分収林設定条例に基づく「町民の森」は約 40ha を指定し、現在までに 9,100 本の植樹を町民との協働により行っております。また、分収林設定条例は、植林用地を民間団体へ期限付きで借地するものですが、現在約 30ha が「厚岸町緑水会」によって植樹されています。

「分収林条例」に基づく 上流域の森づくり		条例名	対象面積	備 考	
		公的分収林設定条例	40ha	「町民の森」として植樹	
		分収林設定条例	30ha	「緑水会」により植樹	
「町民の森」 造成事業の状況		年度	12 年	13 年	14 年
		面積	1.00ha	1.00ha	1.00ha
		本数	3,000 本	2,500 本	2,000 本
			15 年		
			1.00ha		
			1,600 本		